

# 役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人合歓木会の評議員及び理事、監事並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会への参加に係る日額費用弁償（交通費及び日当を含む）に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、日額費用弁償（交通費及び日当を含む）として、1日当たり以下を支給する。但し、監事と評議員選任・解任委員を兼任する場合、監事の日額費用弁償を支給する。

評議員	5,000円
理事	5,000円
監事	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円

(改正)

第3条 この規定を改正、廃止するときは、社会福祉法人合歓木会理事会及び評議員会の決議を経るものとする。

(付則)

この規程は平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日より改正施行する。